

**広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）
「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書
(令和7年度一般競争入札)**

目 次

1 貸付箇所及び面積	1
2 貸付期間	1
3 契約の方法等	1
4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに自動販売機設置事業者の遵守事項	1
(1) 商品	
(2) 自動販売機	
(3) 費用負担等	
5 使用用途の指定等	3
(1) 使用用途の指定	
(2) 使用用途以外の利用等	
(3) 営業上の注意	
(4) 再委託等の制限	
(5) 譲渡又は転貸の禁止	
(6) 搬入・搬出等	
(7) 食中毒に係る保険加入等	
(8) 営業の報告	
(9) 連絡体制	
(10) 清掃、ゴミ処理	
(11) 打合せ等	
(12) 情報の適正な管理	
(13) 個人情報の保護	
(14) 業務の履行に関する措置	
(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ	
6 貸付料	4
7 連帯保証人	4
8 解除通知	4
9 原状回復	5
10 火災等に係る保険加入等	5
11 その他	5
(1) 広島県の災害対策業務等への協力	
(2) 駐車場	
(3) その他	

(添付図面)

- 広島県地方機関庁舎自動販売機設置に係る貸付箇所

(参考資料)

- 県有施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて

広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書

1 貸付箇所及び面積（添付図面を参照してください。）

物件番号	施設	所在地	貸付箇所	販売形態	設置台数	位置図	貸付面積
①	呉庁舎 第2庁舎 1階(入口側)	呉市西中央一丁目3-25	①-A	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-1	1.80m ²
	水産海洋技術センター 本館棟 南側犬走り	呉市音戸町波多見六丁目21-1	①-B	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-2	1.98m ²
	呉高等技術専門校 管理棟 1階ホール	呉市阿賀中央五丁目11-17	①-C	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-3	1.70m ²
	東広島庁舎 本館 1階玄関(入口側)	東広島市西条昭和町13-10	①-D	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-4	1.53m ²
	農業技術センター 事務・研究棟 1階	東広島市八本松町原6869	①-E	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-5	1.50m ²
②	呉庁舎 第2庁舎 1階(ふれあいコーナー側)	呉市西中央一丁目3-25	②-A	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-1	1.80m ²
	呉高等技術専門校 実習棟 I 南側犬走り	呉市阿賀中央五丁目11-17	②-B	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-2	1.50m ²
	東広島庁舎 本館 1階玄関(ふれあいコーナー側)	東広島市西条昭和町13-10	②-C	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-3	1.53m ²
	西部工業技術センター 1階	呉市阿賀南二丁目10-1	②-D	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-4	1.66m ²
	光町庁舎 1階	広島市東区光町二丁目1-14	②-E	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-5	1.80m ²

※1 開庁日は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始[12/29～1/3まで]を除く。）です。

※2 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含みます。

※3 自動販売機の設置台数は、貸付箇所ごとに1台です。

※4 貸付箇所①-Cに設置する自動販売機は、ユニバーサルデザインとします（詳細は下記4（2）イ参照）。

また、設置する自動販売機の幅は1.40m以内とします。

※5 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※6 自動販売機の主な利用者は、来庁者及び県職員です。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）※更新はしません。

3 契約の方法等

- (1) 貸貸借契約によるものとし、契約の更新はしないものとします。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。
- (3) 自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）が広島県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。
- (4) 契約は、貸付期間中の存続を保証するものではありません。広島県の組織再編等により、貸付箇所への自動販売機設置が継続できることとなった場合は、貸付契約を変更又は解除することがあります。

4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに自動販売機設置事業者の遵守事項

（1）商品

ア 販売可能商品

自動販売機で販売する商品は、缶容器及びペットボトル容器等の清涼飲料水類（酒類不可）とします。

イ 商品販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）

商品販売価格は原則、一般的な自動販売機での販売価格から缶飲料については10円引き、ペットボトル飲料については20円引きとします。ただし、呉高等技術専門校に設置する自動販売機（物件番号①-C及び物件番号②-B）については、原則、缶飲料、ペットボトル飲料とともに、市場価格より20円引きとします。

ウ その他

なるべく同じ銘柄の商品を置かないなど、可能な範囲で、商品ラインナップが偏らないよう配慮してください。

（2）自動販売機

ア 大きさ

設置する自動販売機1台につき、各貸付面積から自動販売機や転倒防止板がはみ出ることのない貸付面積以内で、重量（最大数の商品が入っている状態）については、事前に広島県と協議の上、自動販売機を設置してください。

イ デザイン

自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するとともに、可能な限りユニバーサルデザインとします。ただし、呉高等技術専門校に設置する自動販売機のうち、貸付箇所①-Cには、次の条件を満たすユニバーサルデザイン機種とします。

- (ア) コイン投入口に受け皿が設置されているもの。
- (イ) 商品選択ボタンが車椅子に乗車したまま容易に押せる位置に設置されているもの。

ウ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピーカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。また、ノンフロン対応とした機種等に努めるものとします。

エ 安全対策

消防法や建築基準法に加え、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）、「自動販売機据付規準」（清涼飲料販機協議会作成）を遵守した転倒防止の措置を講じるものとします。

オ 防犯対策

- (ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。
- (イ) 屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

カ 使用済容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇（貸付面積内）に設置し、定期的に回収することとします。

- (ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とします。

また、大きさは、1個につき、幅0.45m×奥行き0.65m×高さ1.00m以内とします。貸付面積から空き容器回収ボックスがはみ出ることのないようにしてください。

- (イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。
- (ウ) 使用済容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。

キ その他

- (ア) 事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこととします。
- (イ) 事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。
- (ウ) 事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応することとします。
- (エ) 事業者において、キャッシュレス決済や新紙幣・新硬貨に対応する自動販売機を設置するなど、利便性の向上努めることとします。

(3) 費用負担等

電気の使用料は、副メーターを設置しないものとして、広島県が定める計算方法により徴収するものとし、広島県が別途発行する納入通知書により、広島県の指定する期日までに納入してください。

ア 電気使用料

広島県が定めた「県有施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて」（※添付資料参照）の規定により計算した額とします。

イ 管理・運営

- (ア) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、事業者が負担します。

- (イ) 売上げ手数料は徴収しません。
- (ウ) 売上は事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は事業者が負担することとします。
- (エ) 建物（天井・壁・床）に広島県で設置した機器などについて、小修繕及び事業者の責めに帰する修繕は、原則として事業者の負担とします。契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、事業者はこれらを一切広島県に請求することができません。
- (オ) 広島県で設置した機器等が故障又は劣化等により使用不能になった場合は、原則として広島県の負担で撤去等するものとします。その際、設備等を改めて設置する必要がある場合は、事業者に応分の負担を求める場合があります。
- (カ) その他修繕の負担で疑義などが生じた場合は、広島県と事業者が協議するものとします。

ウ 貸付箇所の返還

事業者は、契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して広島県の確認を受けなければなりません。ただし、広島県がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

エ 自動販売機設置に伴う事故

広島県の責めに帰する事由による場合を除き、事業者がその責めを負います。

オ 商品の盗難及び破損

(イ) 広島県の責めに帰することが明らかな場合を除き、広島県はその責めを負いません。

(ロ) 事業者は、商品及び自動販売機が破損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。

5 使用用途の指定等

(1) 使用用途の指定

ア 貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書等を遵守していただきます。

イ 現状の使用状況等については、募集要領の【参考データ】を参照してください。

(2) 使用用途以外の利用等

ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。

イ 指定用途及び貸付面積の範囲内において、募集要領等で広島県が定めた自動販売機の設置台数を遵守しなければなりません。

ウ 施設は善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。

エ 貸付物件について、大規模災害時等に、広島県で一時的に使用することがあります。

また、その際、事業者で設置している自動販売機等の撤去等をお願いする場合があります。

オ その他広島県の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。

(3) 営業上の注意

ア 衛生管理

事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、全て事業者の責任と負担において対処してください。

イ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

広島県が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、事業者は協力してください。また、事業者は日頃から衛生管理などに努め、必要な点検等を事業者において、実施してください。

なお、清掃等を実施する際には、事前に広島県に連絡してください。

(4) 再委託等の制限

事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、事前に書面により広島県の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 譲渡又は転貸の禁止

事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は承継させてはなりません。また、その権利を担保に供してはなりません。

(6) 搬入・搬出等

事業者は、関係法規及び広島県の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、荷物の搬入・搬出・運搬等を行ってください。その際、事前に広島県の承認を得るものとします。

(7) 食中毒に係る保険加入等

事業者は、食中毒に係る賠償責任保険に加入するなど、自動販売機により発生した食中毒等に対して、全て事業者の責任と負担において対処してください。

(8) 営業の報告

事業者は、本業務について、業務ごとの毎月の売上本数、毎月の売上額を広島県に報告してください。なお、売上本数については、次回以降の入札の際等に参考資料として公表することがあります。

(9) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県に報告してください。

(10) 清掃及びゴミ処理

事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空き瓶等を関係法令を遵守し、適切に処理してください。また、自動販売機設置により発生したゴミの処分に係る一切の費用は事業者の負担とします。

(11) 打合せ等

事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて広島県と打合せを行うものとします。

(12) 情報の適正な管理

事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(13) 個人情報の保護

事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例(平成 16 年広島県条例第 53 号)を遵守するものとします。

(14) 業務の履行に関する措置

広島県は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求します。事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、広島県の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ

事業者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、広島県に対して円滑な施設等の引渡しを行うものとします。

6 貸付料

(1) 貸付料(年額)は、契約書記載のとおりとします。

(2) 事業者は、広島県の発行する納入通知書により、金融機関窓口から、毎年 4 月 30 日までに、その年度に属する貸付料を広島県に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納期限前までに貸借期間が終了(解除を含む。)した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。

(3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けとともに、契約を解除することができますので、御注意ください。

(4) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 14.5% (ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で算定した延滞料を加算して広島県に支払っていただきます。

(5) 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還します。

7 連帯保証人

広島県公有財産管理規則(昭和 39 年広島県規則第 31 号)第 32 条(同条を準用する場合を含む。)の規定により連帯保証人を立ててください。

8 解除通知

事業者が貸付料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

9 原状回復

事業者は、貸付期間が満了したときはその日までに、契約が解除されたときは広島県の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、広島県がその必要がないと認める場合は、この限りではありません。

10 火災等に係る保険加入等

事業者は、火災等に係る借家人賠償保険に加入するなど、自動販売機により発生した火災等に対して、全て事業者の責任と負担において対処するものとします。

11 その他

(1) 広島県の災害対策業務等への協力

事業者が提供可能な範囲で、広島県災害対策本部設置時等に従事職員等に対する飲料供給に協力してください。

(2) 駐車場

自動販売機への商品補充等を行うに際し、必要な駐車スペースを要する場合は、事前に広島県へ連絡し、広島県の承認を受けてください。

(3) その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上、解決するものとします。

参考資料

県有施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて

広島県総務局財産管理課

1 負担電気料金（副メーターがない場合）

〔計算式〕

$$\text{負担電気料金} = \text{電気料金} \times \frac{\text{自動販売機の容量} \times \text{使用時間}}{\text{全体の電気使用量}}$$

〔計算例〕

10月中の施設全体の電気料金 15,714,090 円

10月中の施設全体の電気使用量 1,047,997 Kw

自動販売機の1時間当たりの定格消費電力 650Wh

自動販売機の設置日数 31 日

計算式

$$15,714,090 \text{ (円)} \times 0.65 \text{ (Kw h)} \times 0.5 \text{ (運転率)} \times 31 \text{ (日)} \times 24 \text{ (時間)} \div 1,047,997 \text{ (Kw)} = 3625.64 \text{ 円}$$

〔用語の定義〕

ア 負担電気料金とは使用者が負担すべき、月ごとの電気料金をいう。

イ 電気料金とは、施設全体で使用した月ごとの電気料金をいう。

ウ 副メーターとは、自動販売機ごとの電気使用量を測定するための個別メーターをいう。

エ 自動販売機の容量とは、1時間当たりの定格消費電力(各自動販売機が安定的に運転した場合の最大の消費電力で、販売機本体に貼ってあるスペック表で確認可能。60Hz(ヘルツ)用を適用し、電熱装置定格消費電力は含めない。)に※運転率0.5を乗じたものをいう。ただし、煙草等の冷暖温機能のないものについては運転率を1.0とする。

※ 冷暖温機能のある自動販売機は、冷却又は加温時はほぼ定格消費電力で稼動するが、一定温度に達した後は保温運転となるため、消費電力割合を0.5とするもの。

オ 使用時間とは、自動販売機の設置日数に24(時間)を乗じたものをいう。

カ 全体の電気使用量とは、施設全体で使用した月ごとの電気使用量をいう。

2 負担水道料金（副メーターがない場合）

〔計算式〕

$$\text{負担水道料金} = \text{水道料金} \times \frac{\text{自動販売機の推定使用量}}{\text{全体の水道使用量}}$$

〔計算例〕

10月、11月中の施設全体の水道料金 6,934,498 円

10月、11月中の施設全体の水道使用量 11,134 m³

2か月分の自動販売機の推定使用量（1台当たり） 0.4 m³（1か月当たり 0.2 m³×2）

計算式 6,934,498 (円) × 0.4 (m³) ÷ 11,134 (m³) = 249.42 円

〔用語の定義〕

- ア 負担水道料金とは、使用者が負担すべき水道料金をいう。
- イ 水道料金とは、施設全体で使用した水道料金及び下水道料金の合計額をいう。
- ウ 副メーターとは、自動販売機ごとの水道使用量を測定するための個別メーターをいう。
- エ 自動販売機の推定使用量とは、自動販売機（紙コップ式、製氷機等の水道を利用するもの）ごとの1か月当たりのみなし水道使用量をいい、1台当たり一律0.2 m³とする。
- オ 全体の水道使用量とは、施設全体で使用した水道使用量（下水道使用量は除く。）をいう。